

第 23 号議案

関西広域連合職員の給与に関する条例制定の専決処分について承認を求める件

関西広域連合の設置（平成22年総行市第250号）に伴い関西広域連合職員の給与に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年1月15日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合職員の給与に関する条例の制定について

関西広域連合の設置（平成22年総行市第250号）に伴い関西広域連合職員の給与に関する条例を制定する必要が生じたが、連合議会が成立していないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成22年12月4日

関西広域連合長 井戸敏三

記

関西広域連合条例第10号

関西広域連合職員の給与に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、関西広域連合の一般職（同法第3条第2項に規定する一般職員をいう。）の職員の給与に関する事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「職員」とは、関西広域連合職員定数条例（平成22年関西広域連合条例第4号）第1条に規定する職員をいう。

（職員の給与）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定により関西広域連合を組織する地方公共団体（以下「構成団体」という。）から派遣された職員又は構成団体と併任された職員で、構成団体から給与の支給を受けている者については、給与は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。